

任意加入 返戻防止チェックシート

チェック項目

- 1 厚生年金・共済年金月数の確認をしましたか？
※20歳前・60歳以後の期間を含めていないか注意してください。
※共済年金は加入期間確認通知書等で確認してください。
- 2 同月得喪の期間を確認しましたか？
※重複して期間を加算していないか注意してください。
- 3 国民年金の納付月数の確認をしましたか？
※一部免除期間の計算方法に注意してください。
(4分の3納付=0.75ヵ月、半額納付=0.5ヵ月、4分の1納付=0.25ヵ月で計算します。)
- 4 3号不整合期間・年確法3号期間・3号特例期間の確認をしましたか？
- 5 厚生年金でも3号でもない未加入期間がありますか？
- 6 任意加入納付予定月数を確認しましたか？
- 7 他に番号を持っていないか確認しましたか？
※旧姓や他の職歴を確認してください。

基礎年金番号 ()	期間 (~)	月数 (~) ヵ月
基礎年金番号 ()	期間 (~)	月数 (~) ヵ月
- 8 厚生年金・共済年金の被保険者ではないですか？
※厚生年金・共済年金の被保険者は加入できません。
- 9 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていませんか？
※老齢基礎年金の繰上げ受給をしていると任意加入できません。

老
齢
基
礎
年
金
の
満
額
・
増
額
を
確
認
す
る
場
合

任意加入 返戻防止チェックシート

チェック項目

- 1 厚生年金・共済年金月数の確認をしましたか？
※20歳前・60歳以後の期間は合算対象期間（カラ期間）に算出します。
※共済年金は加入期間確認通知書等で確認してください。
- 2 国民年金の納付月数を確認しましたか？
※全額保険料納付済月数のみ算出します。
- 3 保険料免除期間の確認をしましたか？
※法定免除期間、申請免除期間（一部免除は納付されていることが条件）を確認してください。
- 4 同月得喪の期間を確認しましたか？
※重複して期間を加算していないか注意してください。
- 5 3号不整合期間・年確法3号期間・3号特例期間の確認をしましたか？
- 6 厚生年金でも3号でもない未加入期間がありますか？
- 7 他に番号を持っていないか確認しましたか？
※旧姓や他の職歴を確認してください。

基礎年金番号 ()	期間 (~)	月数 (~) ヵ月
基礎年金番号 ()	期間 (~)	月数 (~) ヵ月

チェック項目

- 8 合算対象期間（カラ期間）を確認しましたか？
※資格取得申出書に記載されているカラ期間以外を確認してください。

①昭和36年4月以後の 被用者年金加入期間のうち、 20歳未満60歳以後の期間	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
②昭和36年3月以前の厚生年金保 険・船員保険の期間 （昭和36年4月以後に公的年金 の加入期間があること）	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
③昭和36年4月まで引き続いてい る昭和36年3月以前の共済組合 の期間	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
④昭和61年3月以前に厚生年金・ 船員保険の脱退手当金を受けた 期間（昭和61年4月から 65歳に達する日の前月までの 間に保険料納付済期間・免除期 間がある人に限る。）	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
⑤昭和6年4月2日以後に生まれ、 昭和61年3月31日に共済組合 の退職年金または減額退職年金 の受給権がある人については、 その退職年金の基礎になってい る組合期間のうち昭和36年4月 以後の期間	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
⑥昭和61年3月までに国民年金の 任意脱退の承認を受けて、国民 年金の被保険者とならなかった 期間	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月
⑦国会議員であった60歳未満の 期間のうち、昭和36年4月から 昭和55年3月までの期間	（ 期間 ～ ）	月数 （ ）ヵ月

チェック項目

高齢基礎年金の受給権確保の場合

- 9 任意加入納付予定月数を確認しましたか？
- 10 70歳になるまでに受給資格を満たすか確認しましたか？
※70歳になるまでに受給資格を満たすことができない場合は任意加入できません。
- 11 昭和50年4月1日以前の生まれの人ですか？
※昭和50年4月2日以後生まれの人は加入できません。
- 12 納付方法を確認しましたか？
※納付方法は口座振替または、クレジットカード納付となります。
現金での前納希望の場合は「事由該当申出書」が必要となります。
- 13 付加保険料の確認をしましたか？
※65歳以後、付加保険料は納付できません。
- 14 喪失申出の意思を確認しましたか？
※120月（受給資格取得）で喪失を希望している場合、本人から喪失申出がないと、65歳まで継続するため、本人の意思を確認してください。
※高齢任意加入か特例高齢任意加入をするよりも、後納制度を利用する方が有利な場合があるため、確認してください。